

つくばみらい市市民センター条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市民センターを設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 市民センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
みらい平市民センター	つくばみらい市陽光台3丁目9番地1	つくばみらい市の全域

(使用の許可等)

第3条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、市民センターの会議室の使用を許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けて市民センターの会議室を使用する者は、市長が定める納期限までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第3条関係）

会議室の種類		基本使用料	
みらい平市民センター	会議室1	半日（4時間以内）	2,000円
		1日（8時間以内）	4,000円
		超過時間（1時間）	500円
	会議室2	半日（4時間以内）	2,000円
		1日（8時間以内）	4,000円
		超過時間（1時間）	500円
	会議室3	半日（4時間以内）	1,000円
		1日（8時間以内）	2,000円

		超過時間（1時間）	250円
--	--	-----------	------

備考

- 1 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 超過時間が1時間未満であるとき、又は超過時間に1時間未満の端数が生じるときは、当該1時間未満の時間については、1時間とみなして計算する。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

令和2年8月24日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

令和3年度第1四半期開設予定のみらい平市民センターの名称、位置及び所管区域並びに会議室使用料等を規定するため、条例を制定するものです。